

頁	修正前	修正後	備考				
	<p>第5編 その他の災害対策</p> <p>計画全体で以下のとおり改める。 （個別の新旧対象については省略）</p> <p><u>第4特科連隊</u></p>	<p>第5編 その他の災害対策</p> <p>計画全体で以下のとおり改める。 （個別の新旧対象については省略）</p> <p><u>西部方面混成団</u></p>	<p>組織変更を反映</p>				
20	<p>第2章 航空災害対策 第2節 災害応急対策計画</p> <table border="1" data-bbox="116 520 969 667"> <tr> <td data-bbox="116 520 409 667">第6項 医療活動</td> <td data-bbox="409 520 969 667">国（九州厚生局）災害拠点病院、独立行政法人国立病院機構、日本赤十字社佐賀県支部、県医師会、県歯科医師会、郡市医師会、市町、 県（医務課、業務課、空港課、佐賀空港事務所）</td> </tr> </table> <p>県、災害拠点病院、独立行政法人国立病院機構、国、市町、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県医師会、佐賀県歯科医師会及び郡市医師会は、航空災害が発生した場合には、相互に協力し、迅速かつ的確な医療活動を実施する。</p> <p>1 （略）</p> <p><u>2 医療救護班（災害派遣医療チーム（DMAT）を含む。）の編成、派遣</u></p> <p><u>(1) 医療救護班の編成</u></p> <p><u>各医療機関は航空災害が発生した情報を得た場合には、医療救護班を編成しておくものとする。</u></p> <p><u>ア 県医療救護班</u></p> <p><u>イ 市町医療救護班</u></p> <p><u>ウ 佐賀県医師会医療救護班</u></p> <p><u>エ 災害拠点病院医療救護班</u></p> <p><u>オ 独立行政法人国立病院機構医療救護班</u></p> <p><u>カ 国の医療救護班</u></p> <p><u>キ 日赤医療救護班</u></p> <p><u>ク 赤十字現地医療班</u></p> <p><u>(2) 医療救護班の派遣</u></p> <p><u>ア 市町</u></p> <p><u>市町は、救護所の運営に当たって、十分に対処できないと認めるときは、県に対し医療救護班の派遣を要請する。</u></p> <p><u>イ 県</u></p>	第6項 医療活動	国（九州厚生局）災害拠点病院、独立行政法人国立病院機構、日本赤十字社佐賀県支部、県医師会、県歯科医師会、郡市医師会、市町、 県（医務課、業務課、空港課、佐賀空港事務所）	<p>第2章 航空災害対策 第2節 災害応急対策計画</p> <table border="1" data-bbox="1084 520 1937 667"> <tr> <td data-bbox="1084 520 1377 667">第6項 <u>保健</u>医療活動</td> <td data-bbox="1377 520 1937 667">国（九州厚生局）災害拠点病院、独立行政法人国立病院機構、日本赤十字社佐賀県支部、県医師会、県歯科医師会、郡市医師会、<u>その他医療関係機関</u>、市町、 県（医務課、業務課、空港課、佐賀空港事務所）</td> </tr> </table> <p>県、災害拠点病院、独立行政法人国立病院機構、国、市町、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県医師会、佐賀県歯科医師会及び郡市医師会等は、航空災害が発生した場合には、相互に協力し、迅速かつ的確な医療活動を実施する。</p> <p>1 （略）</p> <p><u>2 その他</u></p> <p><u>その他の事項については、「第3編 地震・津波災害対策 第2章 第2節 第10項」に準じる。</u></p>	第6項 <u>保健</u>医療活動	国（九州厚生局）災害拠点病院、独立行政法人国立病院機構、日本赤十字社佐賀県支部、県医師会、県歯科医師会、郡市医師会、 <u>その他医療関係機関</u> 、市町、 県（医務課、業務課、空港課、佐賀空港事務所）	<p>関係機関の追加</p> <p>語句の修正</p> <p>記載の簡略化</p>
第6項 医療活動	国（九州厚生局）災害拠点病院、独立行政法人国立病院機構、日本赤十字社佐賀県支部、県医師会、県歯科医師会、郡市医師会、市町、 県（医務課、業務課、空港課、佐賀空港事務所）						
第6項 <u>保健</u>医療活動	国（九州厚生局）災害拠点病院、独立行政法人国立病院機構、日本赤十字社佐賀県支部、県医師会、県歯科医師会、郡市医師会、 <u>その他医療関係機関</u> 、市町、 県（医務課、業務課、空港課、佐賀空港事務所）						

頁	修正前	修正後	備考
	<p><u>県は、自ら必要と認めた場合又は市町からの要請があった場合は、あらかじめ編成している県医療救護班の中から必要と判断した班数を派遣する。</u></p> <p><u>県医療救護班のみでは、十分に対処できない場合は、県医師会に対し、医療救護班の派遣について協力を求めるとともに、災害拠点病院、独立行政法人国立病院機構、国（九州厚生局）に対し、医療救護班の派遣を要請する。さらに、必要と認める場合は、「九州・山口9県災害時応援協定」及び「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づく応援要請を行う。</u></p> <p><u>ウ 佐賀県医師会</u></p> <p><u>佐賀県医師会は、県と締結した「災害時における医療救護に関する協定書」の定めるところにより、医療救護班を派遣する。</u></p> <p><u>エ 災害拠点病院</u></p> <p><u>災害拠点病院は、県の要請に基づき、医療救護班を派遣する。</u></p> <p><u>オ 国等</u></p> <p><u>独立行政法人国立病院機構及び国は、県から要請があった場合は、医療救護班を派遣する。</u></p> <p><u>カ 日本赤十字社</u></p> <p><u>日本赤十字社佐賀県支部は、自ら必要と認めた場合又は災害救助法が適用され、県から「（県と日本赤十字社との）協定書」に基づき救助業務の委託を受けた場合は、医療救護班を派遣する。</u></p> <p><u>キ 佐賀県災害派遣医療チーム（DMAT）指定病院</u></p> <p><u>佐賀県災害派遣医療チーム（DMAT）指定病院は、県と締結した「佐賀県災害派遣医療チームの派遣に関する協定」の定めるところにより、災害派遣医療チーム（DMAT）を派遣する。</u></p> <p><u>3 医療機関における医療活動</u></p> <p><u>(1) 公的医療機関等</u></p> <p><u>災害拠点病院、独立行政法人国立病院機構、市町及び日本赤十字社佐賀県支部は、自らの医療機関において、航空事故による負傷者等に対する医療活動を実施する。</u></p> <p><u>また、必要に応じ、民間医療器機関に対して医療活動の協力を求める。</u></p> <p><u>(2) 民間医療機関</u></p> <p><u>県医師会は郡市医師会及び会員に対し、また、県歯科医師会は会員に対し、航空事故による負傷者等に対する医療活動を実施するよう要請し、医療活動の確保を図る。</u></p> <p><u>4 広域後方医療施設への傷病者の搬送</u></p> <p><u>県は、予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ、関係機関と調整の上、広域搬送拠点を確保・運営するとともに、被災地域の医療機関から広域搬送拠点までの重病者等の輸送又は広域搬送拠点から非被災地域の医療機関までの重病者の輸送を実施するものとする。</u></p>		

頁	修正前	修正後	備考				
	<p><u>この際、県は、必要に応じて、緊急輸送関係省庁（国土交通省、海上保安庁、防衛省等）に対し、搬送手段の優先確保の要請を行う。</u></p> <p><u>5 薬剤管理班の編成、派遣</u> <u>(1) 県</u> <u>県は、救護所等における医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品、医療資機材の臨時保管場所等において、医薬品、医療資機材の管理、供給を行うため、市町から要請があった場合は、佐賀県薬剤師会の協力を得て、適当な数の薬剤管理班（薬剤師2名で構成）を編成し、派遣する。</u> <u>県は、全部の薬剤管理班を派遣しても十分に対処できないと認める場合は、「九州・山口9県災害時応援協定」に基づき、薬剤管理班の派遣要請を行う。</u></p> <p><u>(2) 佐賀県薬剤師会</u> <u>佐賀県薬剤師会は、県と締結した「災害時における医療救護に関する協定書」の定めるところにより、薬剤管理班を派遣する。</u></p>						
25	<table border="1" data-bbox="118 754 969 834"> <tr> <td data-bbox="118 754 409 834">第12項 こころのケア対策</td> <td data-bbox="409 754 969 834">市町、 県（障害福祉課）</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>このため、県、市町及び航空運送事業者は、メンタルヘルスケアに努めるものとする。</p> <p>この場合、県は、<u>災害時の心のケアに関するマニュアル</u>に基づき、精神保健福祉センターが中心となり、保健福祉事務所、被災市町、佐賀県精神科病院協会等の関係団体及び医療機関と連携・協力して<u>メンタルヘルスケア</u>を実施する。</p> <p><u>また、県は、必要に応じ、国及び他の都道府県等に対し、災害時の心のケアのチームの編成及び協力を求めるものとする。この場合、国と連携し、心のケアのチームの派遣に係る調整、活動場所の確保等を図るものとする。</u></p>	第12項 こころのケア対策	市町、 県（障害福祉課）	<table border="1" data-bbox="1088 754 1939 834"> <tr> <td data-bbox="1088 754 1379 834">第12項 こころのケア対策</td> <td data-bbox="1379 754 1939 834">市町、 県（障害福祉課）</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>このため、県、市町及び航空運送事業者は、メンタルヘルスケアに努めるものとする。</p> <p>この場合、県は、<u>「佐賀県災害時こころのケアマニュアル」</u>に基づく<u>メンタルヘルスケア</u>を、精神保健福祉センターが中心となり、保健福祉事務所、被災市町、佐賀県精神科病院協会等の関係団体、<u>医療機関及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）</u>と連携・協力して実施する。</p>	第12項 こころのケア対策	市町、 県（障害福祉課）	記載内容の整理
第12項 こころのケア対策	市町、 県（障害福祉課）						
第12項 こころのケア対策	市町、 県（障害福祉課）						